

議案第 35 号

### **専決処分事項の承認を求めることについて**

次のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和元年 5 月 31 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### **東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

専決第3号

## 専 決 処 分 書

次のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

## 東近江市介護保険条例の一部を改正する条例

東近江市介護保険条例（平成17年東近江市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「28,080円」を「23,400円」に改め、同条に次の2項を加える。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「39,000円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「23,400円」とあるのは、「45,240円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第9条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。